

## 歩行者優先憲章（仮称）草稿案の表現・内容に対する主な意見

全般
・表現が硬い・難しい、誰にでもわかりやすい表現に
・短い文章に
・前文が長い・難しい
・前文や本文には十分に書き込めないが、含意されている内容は、解説書に記載しては
・部分的に平易な言葉に置き換えると、格調高い文章が失われ、文章全体のバランスが悪くなる
・不要かつ格調の高さが損なわれなければ削除しては
・クルマを一時的に悪者にしないよう配慮が必要
・イラストや目的を象徴するようなフレーズを盛り込んで
・内容が抽象的
・京都らしさを盛り込むべき
・「クルマ」のカタカナ表記に違和感
・「クルマ」のカタカナ表記はモータリゼーションを象徴しており良いのでは
・「クルマ」の表現はダブルコーテーションで囲っては
・ダブルコーテーションとかぎ括弧はどちらかに統一すべき
・一段落目、二段落目は似たような言葉が繰り返されている
・一段落目の「千二百年を超える・・・」に、二段落の「このような京都の魅力・・・」を繋げては
・京都の一部のイメージだけでなく、全域をイメージ出来る言葉をちりばめられないか
・前文に「健康」について触れていないため本文第一項目の「健康」という言葉に違和感
・「環境」が各段落で違う意味で使われているようで違和感

前文（一段落目）
・理解しにくい
・主語が不明確
・文章が短くなれば、「わたしたちの京都」という主語は文頭にしては
・「自然を愛で、人々と行き交い」に違和感
・「自然を愛で、人々と行き交い」と「優れた環境を守りつつ、賑わいを絶やすことなく」は重複表現
・悠久の → 長い、永い 又は 古い
・悠久 → 悠久
・歴史 → 歴史と伝統
・愛で → 愛し 又は 愛で
・行き交い → 交流し 又は 行き交い
・人々と行き交い → 人々が行き交い
・賑わい → 賑わい 又は にぎわい
・賑わいを絶やすことなく → いつもにぎわいのある

前文（二段落目）
・「言うまでもなく」は不要
・「山紫水明」、「世界遺産」はあえて使わなくても良いのでは
・趣ある → 趣ある または 味わいのある
・山紫水明 → 山紫水明、美しい 又は 豊かな自然
・「伝統に育まれた」は残したい
・凝縮されています → 多く残っています 又は 多く残されています
・凝縮 → 凝縮
・「凝縮」に違和感
・損なわれて → 損なわれて
・「クルマを中心とする生活の中で大きく損なわれてきた」に違和感
・克服し → 見直し
・それを克服し → 京都の魅力を取り戻し 又は それらに歯止めをかけ
・「資産」というフレーズに違和感
・「交通のあり方」と「交通の手段」の表記を統一
・課された重要な → やらなければならない大きな
・「課された重要な課題」は重複表現

名称	歩行者優先憲章（仮称）草稿案
前文	<p><b>一段落目</b></p> <p>千二百年を超える悠久の歴史を積み重ねてきたわたしたちの京都は、自然を愛で、人々と行き交い、そのことによって優れた環境を守りつつ、賑わいを絶やすことなく、まちを大切に育て続けてきました。</p> <p><b>二段落目</b></p> <p>言うまでもなく、京都には、世界遺産をはじめとした数多くの歴史的資産や趣あるまち並み、山紫水明の自然や景観、伝統に育まれた文化など、世界に誇るべき財産が凝縮されています。しかしこのような京都の魅力が、クルマを中心とする生活の中で大きく損なわれてきました。それを克服し、永く守りつづけた資産を将来の世代に引き継ぐためにも、新たな交通のあり方を見出すことは、私たちに課された重要な課題です。</p> <p><b>三段落目</b></p> <p>京都にふさわしい交通の手段は、何よりもまちのたたずまいや環境に負担をかけないものでなければなりません。それは過度にクルマに頼ることなく、公共交通を優先し、自分の力で、また時にひとの助けを借りながら、“歩くこと”を中心としたものであるはずです。本来、まちは誰もが安心して快適に歩くことができる場所です。歩くことは健全なところと身体を育む人間本来の活動であり、行き交う人々こそがまちの賑わいと活力の源泉であり、まちがまちであるための大切な要素です。</p> <p><b>四段落目</b></p> <p>このような認識のもと、わたしたちの京都では、その歴史と伝統に培われた貴重な資産と、地球環境を守り、世界の範となる「人が主役の魅力あるまちづくり」を推進するため、ここに歩行者優先憲章を定めます。</p>
	<p>わたしたちの京都では、市民一人ひとり、</p> <p>健康で、人と環境にやさしい、歩いて楽しい暮らしを大切にします。</p>
	<p>そして、市民と行政が一体となって、</p> <p>だれもが歩いて出かけたくなる道路空間と交通手段を整え、魅力あるまちを創ります。</p>
本文第一項	京都に訪れるすべての人が、歩く魅力を満喫できるようにします。
本文第二項	
本文第三項	

前文（三段落目）
・接続詞がなくまとまりに欠ける
・「ひと」、「人」、「人間」の表記を統一
・たたずまい → ようす
・環境に負担をかけないものでなければなりません、 → 環境に負担をかけないものでなければなりません。
・「過度に」は不要
・「過度にクルマに頼ることなく」は不要
・過度にクルマに → 過度にマイカーに
・過度に → 多くを
・それは過度に → それには多くを 又は それは交通手段を過度に
・頼るのではなく → 頼りすぎることなく
・時にひとの助けを → 時にはひとの助けを
・「自分の力で～借りながら」 → 削除
・快適に → 気持ちよく
・「歩くこと」を中心としたものであるはずですが。 → “歩くこと”を中心としたものでなければなりません。
・”歩くこと”は大切にしなければならないが”歩くこと”を中心にするのは今の世の中では無理では
・「歩くことは健全なところと身体を育む人間本来の活動であり」は不要
・源泉 → 源泉 又は もと

前文（四段落目）
・世界の範 → 世界の模範、世界の手本 又は 世界の範
・人が主役の → 歩く人が主役の

本文第一項目
・まちづくりのコンセプトに「健康」という言葉は違和感
・「人と環境にやさしい」という言葉は陳腐
・人と環境だけでなく”まち”も入れては
・歩いて楽しい暮らし → 歩いて楽しい生活
・「歩いて楽しい暮らしを大切に」という表現は抽象的
・まちを汚さないように心がけるのはもとより、汚す人々に注意を呼びかけまちの美化を守ります。
・私たちは、市民と行政が一体となってまちの美化のアイデア作りや共同清掃などをこころがけます。
・ポイ捨てなどの行われぬまちづくりにも同じく一体となって努力します。

本文第二項目
・魅力あるまちは道路空間だけで創れるものでもない、さらに魅力のあるまちを創ります」としては
・歩く魅力を満喫できる魅力あるまちを創りましょう。
・魅力あるまちを創るだけでなく、”守る”も入れては
・「歩いて出かけたくなる交通手段」の意味がわかりにくい
・「道路空間」は車道をイメージするので、「歩行空間」としては

本文第三項目
・満喫できる → 十分に味わえる 又は 味わえる
・満喫 → 満喫

意見募集を行った憲章草稿案

歩行者優先憲章(仮称)

千二百年を超える悠久の歴史を積み重ねてきたわたしたちの京都は、自然を愛で、人々行き交い、そのことによって優れた環境を守りつつ、賑わいを絶やすことなくまちを大切に育て続けてきました。

言うまでもなく、京都には、世界遺産をはじめとした数多くの歴史的資産や、趣あるまち並み、山紫水明の自然や景観、伝統に育まれた文化など、世界に誇るべき財産が凝縮されています。しかしこのような京都の魅力が、クルマを中心とする生活の中で夫しく損なわれてきました。それを克服し、永く守りつづけた資産を将来に引き継ぐためにも、新たな交通のあり方を見出すことは、私たちに課された重要な課題です。

京都にふさわしい交通の手段は、何よりもまちのたたずまいや環境に負担をかけることのないものでなければなりません。それは過度にクルマに頼ることなく、公共交通を優先し、自分の力で、また時にひとの助けを借りながら、“歩くこと”を中心としたものであるはず。本来、まちは誰もが安心して快適に歩くことができる場所です。歩くことは健全な心と身体を育む人間本来の活動であり、行き交う人々こそがまちの賑わいと活力の源泉であり、まちがまちであるための大切な要素です。

このような認識のもと、わたしたちの京都では、その歴史と伝統に培われた貴重な資産と、地球環境を守り、世界の範となる「人が主役の魅力あるまちづくり」を推進するため、ここに歩行者優先憲章を定めます。

わたしたちの京都では、市民一人ひとり、

- 健康で、人と環境にやさしい、歩いて楽しい暮らしを大切にします。

そして、市民と行政が一体となって、

- だれもが歩いて出かけたくなる道路空間と交通手段を整え、魅力あるまちを創ります。
- 京都を訪れるすべての人が、歩く魅力を満喫できるようにします。

意見募集結果等を踏まえた案

(名称案1) 「歩くまち・京都」憲章

(名称案2) 歩くまち京都憲章 等

わたしたちの京都は、千二百年を超える悠久の歴史を積み重ねながら、趣あるまち並みや自然景観、伝統に育まれた文化などを守り育ててきました。しかし、近年、クルマを中心とする生活が急激に進展する中で、こうしたまちの魅力が損なわれてきました。

京都にふさわしい移動の方法は、公共交通を利用したり、自分の力で、また時に人の助けを借りながら、“歩くこと”を中心としたものに違いありません。まちは誰もが安心して快適に歩くことができる場であり、行き交う人々こそがまちの賑わいと活力の重要な源泉です。そして、歩くことは健康にも環境にも望ましいものもあります。

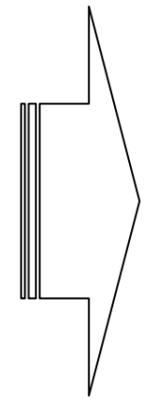
このような認識のもと、わたしたちの京都では、世界の範となる「人が主役の魅力あるまちづくり」を推進するため、ここに「歩くまち・京都」憲章を定めます。

わたしたちの京都では、市民一人ひとり、

- 健康で、人と環境にやさしい、歩いて楽しい暮らしを大切にします。

そして、市民と行政が一体となって、

- だれもが歩いて出かけたくなる道路空間と交通手段を整え、魅力あるまちを創ります。
- 京都を訪れるすべての人が、歩く魅力を満喫できるようにします。



【凡例】

- ○○○ (取消線) : 削除
- ○○○ (下線) : 入れ替え
- ○○○ (網掛け) : 修正